

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第2号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療職給料表(三)の適用範囲)</p> <p>第5条 医療職給料表(三)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 小豆総合事務所、保健福祉事務所、精神保健福祉センター又は川部みどり園に勤務し、看護業務又は助産業務に従事する看護師、准看護師及び助産師</p> <p>(2) 小豆総合事務所、保健福祉事務所、子ども女性相談センター、障害福祉相談所又は精神保健福祉センターに勤務し、保健指導業務に従事する保健師及び助産師</p> <p><u>(3) 総務部職員課又は警察本部警務部厚生課に勤務し、保健指導業務に従事する保健師</u></p> <p>(4) その他人事委員会の認める者</p>	<p>(医療職給料表(三)の適用範囲)</p> <p>第5条 医療職給料表(三)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 小豆総合事務所、保健福祉事務所、精神保健福祉センター又は川部みどり園に勤務し、看護業務又は助産業務に従事する看護師、准看護師及び助産師</p> <p>(2) 小豆総合事務所、保健福祉事務所、子ども女性相談センター、障害福祉相談所又は精神保健福祉センターに勤務し、保健指導業務に従事する保健師及び助産師</p> <p><u>(3) その他人事委員会の認める者</u></p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。